

# みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会規則

平成 28 年 4 月 28 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、みどり市附属機関設置条例(平成 18 年みどり市条例第 202 号)第 3 条の規定に基づき、みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の効果等についての調査審議及び意見の答申
- (2) 前号に定めるもののほか、みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、5 人以内とし、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 産業関係団体が推薦する者
  - (2) 学識経験を有する者
  - (3) 公募による者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 5 条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
  - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
  - 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。